

平成29年山形村議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成29年6月7日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成29年6月7日

(10日間)

至 平成29年6月16日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

日程第 7 報告第 1号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 承認第 1号

日程第 9 承認第 2号

日程第10 同意第 2号

日程第11 同意第 3号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第12 議案第24号

日程第13 議案第25号

日程第14 議案第26号

認定第15 議案第27号

日程第16 議案第28号

日程第17 議案第29号

日程第18 議案第30号

日程第19 議案第31号

日程第 2 0 議案の委員会付託について

日程第 2 1 議員派遣の件について

出席議員（11名）

| | |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 大 池 俊 子 君 | 2 番 上 条 浩 堂 君 |
| 3 番 新 居 禎 三 君 | 5 番 小 林 武 司 君 |
| 6 番 籠 田 利 男 君 | 7 番 増 澤 武 志 君 |
| 8 番 大 月 民 夫 君 | 9 番 西 牧 一 敏 君 |
| 1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君 | 1 2 番 三 澤 一 男 君 |
| 1 3 番 平 沢 恒 雄 君 | |

欠席議員（1名）

1 1 番 赤 羽 千 秋 君

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|----------------|
| 村 長 本庄利昭 君 | 教 育 長 根橋範男 君 |
| 会計管理者 小林好子 君 | 総務課長 赤羽孝之 君 |
| 税務課長 村田鋭太 君 | 住民課長 塩原美智代 君 |
| 保健福祉課長 堤 岳志 君 | 子育て支援課長 百瀬尚代 君 |
| 保育園長 宮澤寛徳 君 | 産業振興課長 藤沢洋史 君 |
| 建設水道課長 篠原雅彦 君 | 教育次長 上條憲治 君 |
| 総務課長 宮越卓也 君 | 財政係長 |

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎開会宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成29年第2回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影、または録音等を行うことは許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、12番、三澤一男議員、1番、大池俊子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る5月29日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から6月16日までの10日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から6月16日までの10日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ

○議長（平沢恒雄君） 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議員の皆様おはようございます。今日は、平成29年第2回山形村議会定例会を招集申し上げたところ、議員の皆様には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今定例会は、村長選挙後初めての定例会となりますことから、4月開催の第2回臨時議会でも申し上げましたが、村政運営に対する私の所信の一端を述べさせていただきます。

今、山形村は、緩やかに人口減少・少子高齢化が進む村へと変わろうとしております。未来の子どもたちのため、山形村の何を残し、どこをどう変えるか議員の皆様、役員の皆様をはじめ、村民の皆様から知恵を出していただきながら真剣に対応を考えてまいります。

様々な行政課題に村と村民の皆様が協働して行政課題に取り組んでまいります。村民力のある山形村、この村に住んでよかったと思える村民主役の住みがいのある村づくりを進めます。

先人が築いてきた、活力に満ちた自然豊かな山形村に誇りを持ち、次世代に引き継ぐことが、村政運営を任せられた私の大きな役割と認識し、公正な行政と将来を見通した対話型の村づくり村民主役の村づくりに取り組んでまいります。

それでは、私の村政運営にあたっての基本的な考えを述べさせていただきます。

第1は、安心して住みよい村づくりであります。特に子育て支援の充実を進めてまいります。

保育料の軽減と多子世帯の負担軽減であります。国の施策と整合性をとりながら保育料の多子世帯の負担軽減を行います。

小学校の25人規模学級の導入をいたします。基本的には、1年から4学年は30

人以下学級、集団行動がより求められる高学年の5、6学年は35人以下学級とする学級編成を行います。ただし、それぞれの学年の実情を考慮し、学校現場の意見を尊重しながら柔軟に対応してまいります。

高校生の通学手段の確保については、路線バス、コミュニティバス、福祉バスなどの運行の利便性などを検討し改善を行ってまいります。

第2は、農業と自然が輝く村づくりであります。広大な農地や山林資源を生かし、自然や環境と共生する村づくりを進めてまいります。

畑地かんがい施設などの老朽化した農業基盤の再整備、山林資源や自然を生かした里山再生の方策を地域の実情を考慮しながら進めてまいります。

風食防止策については、山形村のイメージの低下する要因でもありますので、これまでの防止策などのデータをもとに将来に向けた施策の検討を行います。

第3は、村民主役の村づくりであります。住民と行政が協働する村づくりを目指します。村民の皆様の積極的な参画が必要だと考えます。

地域の課題には、住民自らが知恵と能力で解決していくことも必要です。

今、それぞれの地域で、価値観の多様化する個人主義的な考えが主流となりつつあります。地域コミュニティの弱体化が危惧されます。地域のことはそこに住む人達が決め、そして行動することが大切です。地域の皆様と行政情報を共有し、ともに民意が反映される村づくりに努めてまいります。常会などの課題を検討する審議会を7月までに設置する計画です。村民の皆様の小さな声も届く開かれた行政を行うため、各種委員会や審議会などで発言しやすい会の運営を心がけ、また、少数意見であっても、必ず検証を行い、政策に反映できない理由も明らかにするなどの事務対応を行います。また、女性の政策や地域の組織への参画を積極的に進めます。

第4は、福祉施策と高齢者支援の充実であります。保健、医療、福祉が一体となった村づくりを推進します。

高齢化率の上昇が見込まれる中で、健康で長生きの村づくりを目指します。高齢者の交通手段を確保するため、福祉バスの利便性の向上を図ります。高齢者の生きがいづくりのため、定年後、地域とかかわりながら充実した暮らしができる支援を地域の皆様と協働して行ってまいります。

介護予防施策として、村民の皆様とともに健康寿命延伸のため、元気なお年寄りが少し高齢のお年寄りを支えるようなシステムを検討してまいります。

第5は、文化や資源を生かした観光事業であります。既存の資源、具体的には農業、

清水高原、そば集落、道祖神、ショッピングセンターなどを有機的に結びつけることで新たな村の魅力を生み出し、山形村のブランド力を上げる必要があります。

山形村の風土を生かした先進的な取り組みに支援を行うことも必要だと考えております。

第6は、自主財源の確保、効率的な財政運営に努めます。行政全般についての見直しのため、行財政改革に取り組みます。

施設の老朽化に備える基金を充実させ、費用対効果を考慮した事業の選択など効率的な行政運営を行ってまいります。

第7は、村民の要望に応える柔軟な行政組織をつくってまいります。

役場の財産の1つは人材です。職員がその能力を十分に発揮すれば、少ない予算でも素晴らしい効果を上げることができます。そのためにはまず職員の意識改革が必要です。

危機管理体制の充実であります。災害や事故などへの的確な対応に備え、日ごろから迅速で的確な対応ができる訓練を行います。また、職員の人材育成のため、実効性のある職員研修を行います。

さて、今定例会では、報告1件、承認2件、同意2件、議案8件の13の案件を上程いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

最後に、議員の皆様とともに、村政推進の両輪として、建設的な議論を通して、時代の変化を的確に捉えた施策を行ってまいりたいと思います。今後とも議会の立場で、村民の皆様が多様な意見を把握され、積極的な政策判断、政策提言をお願い申し上げまして、招集のあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。神通川書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 工事の発注状況についてであります。お手元に配付されております資料の「工事の発注状況」をご覧ください、ご報告にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに提出されました請願・陳情は、29請願第1号から29請願第3号までの請願3件と、29陳情第1号の合計4件であります。

書記をして件名の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ここで本請願の紹介議員より、29請願第1号について内容説明を求めます。

新居禎三議員、説明願います。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） それでは「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願」の趣旨説明をいたします。

昨年12月13日、沖縄県名護市東岸沖でオスプレイの墜落事故が発生しました。さらに同じ日の夜、ほかのオスプレイ機が普天間飛行場に胴体着陸する事故が発生し、重大事故が重なりました。欠陥が指摘されているオスプレイの訓練が日本国内で拡大されている中、恐怖心を禁じ得ません。にもかかわらず、事故原因の究明がまったくされないまま、飛行訓練が再開されています。

日本国内で初めての墜落事故は政府やアメリカが強調してきたオスプレイの機体の

安全性を根底から覆すものにはかなりません。新型輸送機オスプレイは開発段階から墜落事故が頻発し、機体の欠陥が指摘されています。

本年、横田基地に配備される攻撃型輸送機オスプレイは夜間や低空飛行など過酷な条件での運用が想定されており、墜落事故等による住民の生命の危険が一段と増えています。

長野県では昨年、県、県市長会、県町村会連名で、防衛大臣、環境大臣に次の飛行訓練の要請を行っております。

1、飛行訓練の情報を開示し、安全性や運用について事前に説明すること。

2、県民や観光客に不安や懸念を抱かせる飛行訓練が実施されないように、在日米軍に合意事項の遵守を強く求めること。

3、絶滅危惧種の生息環境への影響を低減する対策を行うこと。の3点を求めています。

防衛省は、運用に関する情報が得られれば、速やかに知らせるとしています。しかし、具体的には一切明らかになっていません。

住民の生命や財産が失われるような事態があってはなりません。

よって、県、県市長会、県町村会の要請と連携し、オスプレイの訓練中止、訓練の情報を事前に説明を求める意見書を関係機関に提出を求めるものです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、29請願第2号について内容説明を求めます。

新居禎三議員、説明願います。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） それでは「『テロ等準備罪』、いわゆる『共謀罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願」の趣旨説明を行います。

現在、衆議院で可決し、参議院の委員会審議が行われている「テロ等準備罪」法案は、オリンピックに向けたテロ対策、国際組織犯罪防止条約の締結に不可欠と強調されていますが、それは名目にすぎません。過去に3回廃案になった「共謀罪」と変わるところはなく、犯罪を計画段階でかかわった人を処罰できるようにする法案であります。既に行われた行為を罰する刑法の基本を大きく変えるものです。

犯罪組織に属さなければ一般市民は罰せられることはないと政府は強弁していますが、組織的犯罪集団とはどういうものか具体的には定められていません。捜査当局の

幅広い解釈が可能で、恣意的な運用が行われ、政府の政策に反対する一般市民団体がある日突然組織的犯罪集団として摘発される可能性も排除されていません。

また、法務大臣の答弁でも明らかなように、準備行為の定義も曖昧なままで、資金や物品の手配、下見などしたが、日常生活とどのように区別するかなど、個人の内心に踏み込まなければなりません。そのために監視社会が一層拡大する懸念もぬぐい切れません。そういう懸念に対して、基本的人権が侵されるおそれがあると、国連の人権特別報告者からも警告がなされています。

十分な審議も行われず、このような刑法体系の原則に矛盾し、基本的人権の保障と対立を起こすような法案の改正を成立させることのないよう、意見書を関係機関に提出を求めるものです。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、29請願第3号について内容説明を求めます。

大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは「テロ等準備罪」いわゆる「共謀罪」の法案に対するものに対して、その廃案にするための請願書を読みたいと思います。趣旨説明をしたいと思います。

これは先ほどの新居議員のものと内容的は同じだと思いますけれども、請願者が違いますので、行いたいと思います。

この「共謀罪」法案は自由と民主主義が守れるかがかかった重大な問題であります。

「共謀罪」の問題点の第1は、具体的な危険な行為があつて、初めて処罰するという近代刑事法の大原則を覆し、日本国憲法が保障する思想・良心の自由、表現の自由などを侵害する違憲立法そのものだという事です。

第2に、この法案について政府はテロ対策のため、一般人は対象にはならないなどと説明してきましたが、いまやその説明は成り立っていません。国際組織犯罪防止条約の作成過程では日本政府をはじめ、G8のほとんどの国がテロリズムは本条約の対象とすべきでないと言っていました。この条約がテロ防止条約でないことは明らかです。

日本は既にテロ防止のための13本の国際条約を締結し、66の重大犯罪について未遂より前の段階で処罰できる国内法を整備しています。このことでも「共謀罪」の新設は不要です。

政府は組織犯罪集団や実行準備行為を要件としているから、内心を処罰するものではないと主張していますが、いずれも判断するのは警察です。実行準備行為について先ほども出ましたが、花見と下見は外見上区別はできませんが、金田大臣は、ビールと双眼鏡で外見上で区別できると言っています。ビールを持てば花見で、双眼鏡やメモなどを持っていれば下見ということです。これでは区別になりません。今度は計画に基づくかどうかで判断すると言います。結局は計画すなわち内心でしか区別できないということをご自身認めています。

第3に、物言えぬ監視社会をつくりだす、現代版の治安維持法であり、安保法制が戦争法や特定秘密保護法、盗聴法などと一体に日本を戦争する国にしようとする法案であります。もしもこの「共謀罪」が新設されれば、いよいよ一般市民は監視され、戦前のように物言えぬ社会に後戻りとなります。

以上の理由から、人権と民主主義を守るために、政府に「テロ等準備罪」「共謀罪」を国会において廃案とするよう、意見書を提出していただきたいと思っております。十分な審議をよろしくお祈りいたします。

- 議長（平沢恒雄君） 本日提案されました請願及び陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。
-

◎報告第1号

- 議長（平沢恒雄君） 日程第7、報告第1号「平成28年度山形村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。本庄村長の報告を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 報告第1号「平成28年度山形村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の説明を申し上げます。

平成29年度一般会計の繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を平成29年度に繰り越したいので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、これを議会に報告するものであります。

この繰越計算書は、去る3月1日の議会定例会に報告し、承認をいただきました平成28年度山形村一般会計補正予算第6号の繰越明許費にかかわるものであります。

平成29年度に繰り越した事業は1件の66万9,000円であり、その財源は全額国庫支出金となっておりますので、報告をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の報告が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） それでは、報告第1号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上、報告第1号は終了いたします。

◎承認第1号～承認第2号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8、承認第1号から日程第9、承認第2号までを一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 承認第1号、第2号につきまして、提案説明を申し上げます。

まず、承認第1号「山形村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関連して山形村税条例等の一部を改正する必要性が生じました。特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成29年3月31日付でこの条例を専決処分をいたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関連して山形村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成29年3月31日付でこの条例を専決処分をいたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の各提案説明が終了しました。

ここで議案審査についてお諮りします。

去る5月29日開催の議会運営委員会において承認第1号と承認第2号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号と承認第2号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午前 9時34分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時45分）

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました承認第1号の議案についてお諮りいたします。

本案件は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑は省略し、討論を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) それでは質疑を省略し、討論を行います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認め、採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、承認第1号「山形村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号の議案について、お諮りいたします。

本案件は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑は省略し、討論を行います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 討論はないので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎同意第2号

○議長(平沢恒雄君) 日程第10、同意第2号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 同意第2号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の価格に対する不服を審査決定するために、市町村に設置されるものとして地方税法に定められ、村税条例第78条の規定により3名の委員で組織されております。

現在審査委員会委員を務めております上大池久保連絡班の中村宏さんにつきましては、本年8月21日をもって、3年間の任期満了となるため、後任として上大池堤北連絡班の中村健一郎さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し中立公平で慎重に審議を行うことが重要であり、中村健一郎さんに委ねることが適切と考え、選任をしたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(平沢恒雄君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

去る5月29日開催の議会運営委員会において同意第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。

同意第2号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

(午前 9時52分)

○議長(平沢恒雄君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時59分)

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました同意第2号の議案について、お諮りいたします。

本案件は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑は省略し、討論を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、同意第2号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号

○議長（平沢恒雄君） 日程第11、同意第3号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 同意第3号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の説明を申し上げます。

昨年、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正され、初めての改選になります。

現在の農業委員の皆さんにおいては、本年7月19日をもって3年間の任期が満了となります。今回の改選から、公職選挙法による選出から、地区推薦、団体推薦、公募により選考された候補者を、議会の同意を経て村長が任命する方式に改正されました。定数も16名から14名に変更となっております。

各地区、団体等からの推薦が整いましたので、農業委員会等に関する法律第8条第

1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

去る5月29日開催の議会運営委員会において同意第3号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。

同意第3号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午前10時 3分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時35分）

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど議題としました同意第3号の議案について、お諮りいたします。

本案件は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑は省略し、討論を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 討論もないようですので、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、同意第3号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は原案のとおり同意することに決定しました。
-

◎議案第24号～議案第26号

- 議長(平沢恒雄君) 日程第12、議案第24号から日程第14、議案第26号までを一括して議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

- 議長(平沢恒雄君) ただいま一括議題としました議案第24号から議案第26号の議案について、村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

- 村長(本庄利昭君) 議案第24号から議案第26号までの条例改正3件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第24号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の説明を申し上げます。

非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令において定められている扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額は、給与法の扶養手当支給額を日額換算したものと定められています。この給与法の扶養手当支給額が本年度以降、段階的に改定されたことから加算額についても改定がされました。それに伴い、山形村消防団員等公務災害補償条例で規定する補償基礎額に関する規定の改正が必要となりましたので、山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に交付されたことに伴い、山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する必要が生じました。法令の公布日から施行日まで時間的な余裕がないことが明らかでしたので、これを改正し平成29年4月1日にさかのぼり適応するものであ

ります。

内容につきましては、住民税所得割課税額が一定の額を下回る世帯のうち、多子世帯、要保護世帯等、利用料の軽減と、住民所得課税額が一定の額を上回る世帯の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、多子世帯と要保護世帯等に対して村単独の軽減措置を行うものであります。

次に、議案第26号「山形村就学相談委員会設置条例の一部を改正する条例について」の説明を申し上げます。

学校教育法施行令の一部を改正するにあたって、文部科学省通知の中で、留意事項として「現在多くの市町村の教育委員会に設置されている就学指導委員会について、早期からの教育相談や支援、そして就学先決定時のみならずその後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称にすることが適当である」という提言がなされています。

山形村においては、これまでも就学先決定のための就学相談を早期から行っているところですが、今回の一部改正により、就学先の判断にとどまらず、幼児、児童及び生徒の教育支援について調査・審議することを加えるなど活動内容の見直し充実を図るとともに名称を就学相談委員会から教育支援委員会に改めるものであります。

以上、議案第24号から議案第26号までの条例改正3件について、提案説明を申し上げます。ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第24号についての詳細説明はありますか

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第25号についての詳細説明はありますか。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第26号についての詳細説明はありますか。

○教育次長（上條憲治君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

これより議案第24号から議案第26号までの一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。最初の議案、24号についてお聞きしますが、新旧対照表の2ページ目に、1号について433円が、1号から3号までが217円と減額になるのか、その辺の説明が何もなかったものですから、その辺をちょっとお願いできればと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村長の説明でもありましたけれども、給与法の改正に伴いまして、この補償基礎額の加算額が変わるということでもあります。

この給与法の関係なのですけれども、平成28年度以前については配偶者につきましては1万3,000円。29年度については1万円。それから30年度以降は6,500円というような改正が行われております。これを日額に直したものが加算額の基礎となっております。ですので、配偶者につきましては、加算額が減額されるという部分。

それから、子ども等の扶養に関してなのですけれども、それぞれ区分があるわけなのですけれども、これにつきましても6,500円だったものが29年度は8,000に、30年度以降は1万円にというような、これについては増額になる部分もございます。その他の扶養の中では、逆に6,500円という同額というようなこともあります。

その関係で増加するもの、それから減少するものということで、基礎額が改正となっております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員、よろしいですか。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） そういう各表みたいのものがあれば、自分らにもわかるのだけれども、そういう基準表みたいなものはないわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 特にはないですけれども、自分の方でつくった表はございますので、もしまた必要があればお示ししたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第27号～議案第31号

- 議長（平沢恒雄君） 日程第15、議案第27号から日程第19、議案第31号までを一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

- 議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題としました議案第27号から議案第31号の議案について、村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 議案第27号から議案第31号までの平成29年度の補正予算5件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第27号「平成29年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第2号は、歳入歳出4,294万3,000円を追加し、補正後の予算規模を33億6,530万円とするものです。

歳入予算では、地方交付税に2,252万1,000円、国庫支出金に931万8,000円、県支出金に488万4,000円、諸収入に622万円を追加計上いたしました。

歳出予算では、主に一般職の職員の人事異動に伴いまして、人件費の組みかえや特別職の職員の給与費の補正を行いました。人件費以外の主なものでは、民生費で平成28年度子ども・子育て支援交付金や障害者通所給付費国庫負担金の返還金155万6,000円、民生費では保育園の遊具設置工事83万6,000円、衛生費では、県の元気づくり支援金を活用した保健福祉センター健康遊具設置等の事業で268万3,000円、農林水産業費でも同じく元気づくり支援金を活用した清水高原遊歩道の整備で453万5,000円、土木費では昨年に引き続きグリーンロードの舗装補修工事で交付金の増加に伴う追加工事分で1,447万1,000円、消防費では地域防災組織育成助成金がついたことによる消防用ホースの購入で127万円、小学校費では給食室のボイラー修繕工事で41万円などをそれぞれ追加計上をいたしました。

次に、議案第28号「平成29年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の補正予算第1号は、歳出予算に前期高齢者納付金の不足額

36万6,000円を増額し、予備費を同額の36万6,000円減額するものです。

次に、議案第29号「平成29年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれに226万6,000円を追加し、総額を7億4,080万8,000円とするものです。

歳入予算では、支払基金返還に伴う財源として、第1号被保険者徴収保険料243万7,000円を増額し、一般会計繰入金として職員給料等の減額17万2,000円を計上いたしました。

歳出予算では、平成28年度支払基金交付金精算に伴う返還金243万8,000円を増額し、職員給料等を減額するものです。

次に、議案第30号「平成29年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算において財源振替を実施するものであります。補正の内容が、歳入予算で、基金繰入金を500万円減額し、村債を500万円増額しました。

次に、議案第31号「平成29年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

今回の補正は、3条予算の支出に計上してありました、ろ過池産業廃棄物運搬処理委託料の643万7,000円を減額し、人事異動に伴う人件費15万3,000円を計上しました。

4条予算では、ろ過池防水改良工事（1池分）として600万円を計上しました。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額5,824万7,000円は当年度分、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額207万2,000円と過年度分損益勘定留保資金5,617万5,000円で補てんするものであります。

以上、議案第27号から議案第31号までの平成29年度の補正予算5件について、提案説明を申し上げます。詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第27号についての詳細説明はありますか

○総務課長（赤羽孝之君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第28号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（塩原美智代君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第29号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第30号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第31号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

これより議案第27号から議案第31号までの一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条です。議案第30号についてお聞きします。

清水高原簡易水道特別会計の歳入の7ページ、基金を500万円減額し、起債を、その分を振りかえているのですけれども、これについての説明、なぜこうしたかをまずお聞きしたい。

○議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） それではご質問の関係なのですけれども、当初、基金を充当していくということで考えていたわけなのですけれども、今回なかなか、その基金というのはもし何かあった場合について対応できないということの中で、できるだけ有利なもの、起債の方が交付税措置もあるということもありまして、今回、簡水債250万円、辺地債について250万円ということで、基金は使わないと。500万円減額し、その分を村債で対応させていただくということのお願いでございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条議員。

○2番（上条浩堂君） 説明はわかりました。

それで、念のためお聞きしますが、清水高原簡水の対応基金、これの残高は今のどのくらいございますか。

それから、これは予算編成時のことだから現課長の責任というか、それを追及するわけではないのですけれども、最初からそんなことはもうわかっていたはずなのですよ。基金の残高が少ない。したがってほかの方法をなぜ考えなかったのか、そういう疑問が残るのですけれども、わかる範囲で答弁願います。

○議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） 基金の残高については796万円ほどということになっております。

こういった形、どうして初めから考えられないかということで、当然、村の財政に有利な形で考えるべきだったと思います。自分も4月からということもあるのですが、肉づけ予算、そして肉づけ予算の中でそのような形になってしまったことは大変申しわけない話なのですが、幾らかでも財政のためになるような形に変えていくということで、今回頻繁な補正予算の編成ということで、大変申しわけない話なのですが、このような形でお願いしたいということでございます。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

増澤議員。

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志です。水道会計についてお伺いをいたします。

水道事業会計補正予算第2号の2ページ収益的支出の一番上ですが、ろ過池産業廃棄物運搬処理ということで、643万7,000円が減額になっておりますが、これは次の3ページにあります、ろ過池の防水改良工事、この絡みでこの関係がなくなったのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） こちらの関係もちょうと申しわけないという話なのですが、肉づけ予算のときに、ろ材の入れかえ工事2,000万円、そしてこちらの運搬処理ということで643万7,000円、いずれも計上させていただいたわけなのですが、その運搬処理につきまして、このような金額ということで、引き続き係の方で何とかならないものかという検討を行った結果、こちらの運搬につきましては、何とか場内で利用したりとか、例えば未舗装の道路とかで、そういう、出たものについて利用していきたいというようなことで、こちらの関係も作戦変更ということで、今回減額をお願いするものでございます。

そのかわりといっちは何ですけれども、ろ過池について、3池についてはもう60年、建設してから60年という年月が経過しておりまして、そちらについて防水することが必要ということが浮上してまいりまして、今回、防水改良工事、1池ということで600万円を計上するというお願いでございます。

- 議長（平沢恒雄君） 増澤議員。
- 7番（増澤武志君） それでは、こんなふうにも聞きましたが、産業廃棄物の運搬処理のお金を浮かせて、その分を工事費に回すということでしょうか。
- 議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。
- 建設水道課長（篠原雅彦君） そういうことになります。
- 議長（平沢恒雄君） 増澤議員。
- 7番（増澤武志君） 方針が定まっていなくて、行き当たりばったりという、そういうような対応に見えます。
- それで、このろ過池の産廃の運搬処理なのですけれども、これにつきましては廃棄物処理法の法令の規定をやはり守っていただいてクリアをするという、法令クリアについては見通しがありますか。
- 議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。
- 建設水道課長（篠原雅彦君） その辺につきましては、十分注意した中で処理または利用ということで行っていきたいと思います。
- 議長（平沢恒雄君） 増澤議員。
- 7番（増澤武志君） その点につきまして、いやしくも村が産廃の法令違反となるようなことがないように、十分な精査をお願いしたいと思います。以上です。
- 議長（平沢恒雄君） 増澤議員、よろしいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- 大池議員。
- 1番（大池俊子君） 1番、大池です。一般会計の22ページの土木費の道路橋りょう費で、道路舗装補修事業の関連が出ているのですが、これはグリーンロードの残り分の完了という感じでいいわけですか。
- 議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。
- 建設水道課長（篠原雅彦君） こちらについてはグリーンロードの舗装工事の関係でございます。国から内示がしっかり出てきた関係で事業費の関係を、その内示と合わせるということで、今回お願いするものでございます。
- 議長（平沢恒雄君） 大池議員、よろしいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第20、「議案の委員会付託」を議題とします。

本日提出されました議案第24号から議案第31号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君） 日程第21「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、決定しました。

◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前 11時06分）
